

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、これを報告する。

記

専決第 6 号 上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）

令和 5 年 6 月 7 日提出
上富田町朝来財産区管理者
上富田町長 奥 田 誠

令和5年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）

令和5年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年 5月 9日専決

上富田町朝来財産区管理者
上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	3,087	325	3,412
	1 基金繰入金	3,087	325	3,412
歳 入 合 計		7,505	325	7,830

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,648	325	5,973
	1 総務管理費	5,648	325	5,973
歳 出 合 計		7,505	325	7,830

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

3 款 繰入金 325千円

1 項 基金繰入金 325千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 3, 087	千円 325	千円 3, 412
計	3, 087	325	3, 412

節		説	明
区	分		
1	基金繰入金	千円 325	財政調整基金繰入金 千円 325

3 歳 出

2 款 総務費

325千円

1 項 総務管理費

325千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,648	千円 325	千円 5,973	千円	千円	千円	千円 325
計	5,648	325	5,973	0	0	0	325

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償、補填及 び賠償金	千円 325	民家カーポート損害賠償金	千円 325